

## 公的年金からの市・県民税の特別徴収（天引き）について

### 1 制度の概要

平成21年10月から、65歳以上の公的年金等を受給されている方については、年金を支給する年金保険者が年金から市・県民税を徴収して市へ直接納付する制度を実施しています。この制度を**公的年金からの特別徴収**といいます。

なお、この制度は市・県民税の納付方法を変更するもので、これにより市・県民税の額が増えることはありません。

### 2 対象者

市・県民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払いを受けた方の内、当該年度の初日（4月1日）において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方が対象となります。

ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。

- (1)老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
- (2)特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方
- (3)介護保険料が年金から天引きされない方

### 3 特別徴収する税額

公的年金等（遺族年金、障害年金は除く。）に係る市・県民税が特別徴収されます。公的年金以外の他の所得がある場合は、他の所得に係る市・県民税は普通徴収又は給与からの特別徴収により納付していただきます。

### 4 特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金、昭和60年以前の制度による老齢年金又は退職年金等から特別徴収されます。

※障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは特別徴収されません。

## 5 徴収の時期と税額

### 新たに公的年金から特別徴収される方

年度の前半（6月、8月）は、年税額の1/4の額を、普通徴収により納付していただきます。

年度の後半（10月、12月、2月）は、年税額の1/6の額を、公的年金から差し引いて納付（特別徴収）していただきます。

納付の方法	普通徴収		公的年金からの特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

### 前年度に引き続いて公的年金から特別徴収される方

年度の前半（4月、6月、8月）は、前年度の納税通知書で通知した税額を公的年金から差し引いて納付（仮特別徴収）していただきます。

年度の後半（10月、12月、2月）は、その年の6月に納税通知書で通知した税額を、公的年金から差し引いて納付（特別徴収）していただきます。

#### 【平成28年度まで】

納付の方法	公的年金からの仮特別徴収			公的年金からの特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の 2月と 同じ額	前年度の 2月と 同じ額	前年度の 2月と 同じ額	年税額から仮特別徴収税額を 差し引いた額の		
				1/3	1/3	1/3

#### 【平成29年度から】

納付の方法	公的年金からの仮特別徴収			公的年金からの特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の 年税額の 1/6	前年度の 年税額の 1/6	前年度の 年税額の 1/6	年税額から仮特別徴収税額を 差し引いた額の		
				1/3	1/3	1/3